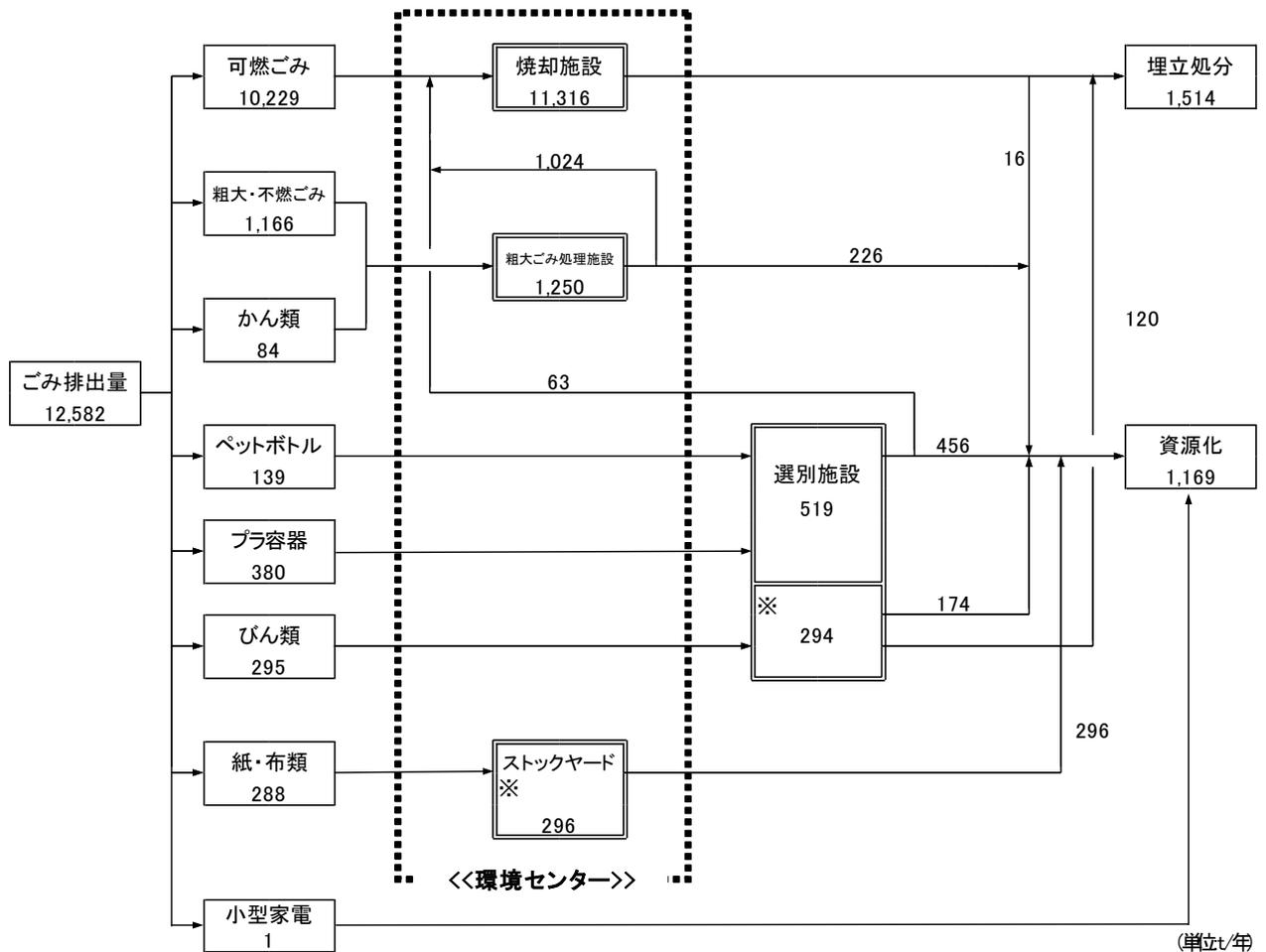


第2章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ排出の状況

1. ごみ処理の体系

本町におけるごみ処理フローは、図2-1-1に示すとおりである。



※ 搬入時と搬出時における計量誤差や混載搬入による未計量分による誤差により収支不整合となっている。

図2-1-1 ごみ処理フロー（平成29年度）

2. 計画収集人口及びごみ排出量の推移

本町では、行政区域内全域を計画収集区域としていることから、計画収集人口は行政区域内人口と同値である。表2-1-1に本町の計画収集人口及びごみ排出量の推移を示す。

表2-1-1 計画収集人口及びごみ排出量の推移

区分		年度					
		H25	H26	H27	H28	H29	
		計画収集人口					
年間量 (t/年)	家庭ごみ	可燃ごみ	44,451	44,398	44,193	44,062	43,926
		資源ごみ	6,908	6,905	6,872	6,761	6,833
		かん類	1,122	1,116	1,161	1,132	1,105
		びん類	75	73	74	69	68
		紙・衣類	301	290	292	284	276
		プラスチック製ボトル類	246	253	277	270	258
		ペットボトル	-	-	-	-	-
		プラスチック製容器包装	107	108	117	121	122
		小型家電	393	391	400	387	380
		粗大・不燃ごみ	-	1	1	1	1
	合計	945	973	1,050	1,034	960	
	事業系ごみ	可燃ごみ	8,975	8,994	9,083	8,927	8,898
		資源ごみ	2,837	2,899	2,969	3,049	2,948
		かん類	67	71	71	64	50
		びん類	19	17	17	15	14
		紙・衣類	21	23	23	21	18
		プラスチック製ボトル類	12	16	11	7	2
		ペットボトル	-	-	-	-	-
		プラスチック製容器包装	15	15	20	21	16
粗大・不燃ごみ		0	0	0	0	0	
合計		130	146	141	132	116	
公共施設ごみ	可燃ごみ	3,034	3,116	3,181	3,245	3,114	
	資源ごみ	424	449	456	445	448	
	かん類	40	35	40	34	32	
	びん類	2	3	3	2	2	
	紙・衣類	1	1	1	1	1	
	プラスチック製ボトル類	34	29	34	29	28	
	ペットボトル	-	-	-	-	-	
	プラスチック製容器包装	2	1	1	1	1	
	粗大・不燃ごみ	1	1	1	1	0	
	合計	48	66	60	56	90	
ごみ排出量	可燃ごみ計	512	550	556	535	570	
	資源ごみ計	10,169	10,253	10,297	10,255	10,229	
	かん類	1,229	1,222	1,272	1,230	1,187	
	びん類	96	93	94	86	84	
	紙・衣類	323	314	316	306	295	
	プラスチック製ボトル類	292	298	322	306	288	
	ペットボトル	-	-	-	-	-	
	プラスチック製容器包装	124	124	138	143	139	
	小型家電	394	392	401	388	380	
	粗大・不燃ごみ計	-	1	1	1	1	
合計	1,123	1,185	1,251	1,222	1,166		
原単位 (g/人・日)	可燃ごみ	12,521	12,660	12,820	12,707	12,582	
	資源ごみ	425.8	426.1	424.9	420.4	426.2	
	かん類	69.2	68.9	71.8	70.5	68.9	
	びん類	4.6	4.5	4.6	4.3	4.2	
	紙・衣類	18.6	17.9	18.1	17.7	17.2	
	プラスチック製ボトル類	15.2	15.6	17.1	16.8	16.1	
	ペットボトル	-	-	-	-	-	
	プラスチック製容器包装	6.6	6.7	7.2	7.5	7.6	
	小型家電	24.2	24.1	24.7	24.1	23.7	
	粗大・不燃ごみ	-	0.1	0.1	0.1	0.1	
合計	58.2	60.0	64.9	64.3	59.9		
合計	553.2	555.0	561.6	555.2	555.0		

(1)家庭ごみ

1) 可燃ごみ

平成21年4月の有料化(指定袋制)の導入及びそれに伴う住民意識の高揚により平成20年度から平成24年度までは概ね減少傾向を示していたものの、平成25年度から平成29年度は概ね横ばいとなっている。

2) 資源ごみ

平成21年4月のプラスチック製容器包装の分別収集開始に伴い、平成24年度は平成20年度と比較して194t/年(約22%)増加していたものの、平成25年度以降は概ね横ばいとなっている。

①かん類

減少傾向にあり、平成29年度は平成25年度と比較して約9%減の68t/年となっている。

②びん類

かん類同様減少傾向を示しており、平成29年度は平成25年度の約8%減の276t/年となっている。

③紙・衣類

平成29年度は平成25年度と比較して約5%増の258t/年となっている。年によって多少のばらつきが見られるものの、概ね横ばいの状況である。

④プラスチック製ボトル類

平成20年度まで分類していたプラスチック製ボトル類については、平成21年度よりプラスチック製容器包装とペットボトルに分類されている。

⑤ペットボトル

増加傾向にあり、平成29年度は平成25年度と比較して約14%増の122t/年となっている。

なお、ペットボトルについては、ペットボトル製品の増加が要因として考えられる。

⑥プラスチック製容器包装

平成25年度以降は概ね横ばいとなっており、平成29年度は380t/年、平成25年度と比べて約3%減となっている。

⑦小型家電

平成26年度より小型家電の拠点回収を実施しており、毎年約1t/年となっている。

3) 粗大・不燃ごみ

増加傾向にあり、平成 29 年度は 960t/年、平成 25 年度と比べて約 2%増となっている。これは、高齢化に伴う単身化や施設入居などに伴う家財整理などが増加の要因として想定される。

4) 家庭ごみ原単位

原単位についてみると、平成 29 年度は 555.0g/人・日であり、平成 25 年度（553.2g/人・日）とほぼ横ばいとなっている。

(2) 事業系ごみ

1) 可燃ごみ

平成 29 年度は 2,948t/年、平成 25 年度と比べて約 4%増となっている。多少の増減は見受けられるが、概ね横ばいの状況である。

2) 資源ごみ

平成 26・27 年度には一旦増加したものの、以降減少傾向である。平成 25 年度と比べて、平成 29 年度は 17t/年減（約 25%減）となっている。

3) 粗大・不燃ごみ

平成 29 年度は平成 25 年度と比べて 14t/年減（約 11%減）である。多少の増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

(3) 公共施設ごみ

1) 可燃ごみ

平成 29 年度は平成 25 年度と比べて 24t/年増（約 6%増）である。多少の増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

2) 資源ごみ

平成 29 年度は平成 25 年度と比べて 8t/年減（約 20%減）となっている。多少の増減はあるものの、概ね横ばいの状況である。

3) 粗大・不燃ごみ

排出量は年度により増減があるが、平成 25 年度との比較ではいずれの年度も増加しており、平成 29 年度は 42t/年増（約 88%増）となっている。これは、公共施設（道路や学校の法面及び緑地等）の雑木の伐採作業について、経費節減のため業者委託から直営

に切り替えたことにより発生した樹木の幹等を粗大ごみとして搬入したことにより増加したものである。

3. ごみの性状

環境センターにおける過去5年間のごみ質の推移を表2-1-2及び図2-1-2に示す。

低位発熱量は、5年間の平均がおおよそ7,900kJ/kgで、年度によって多少の増減は見られるが、比較的安定している。

平成29年度における種類組成に関しては、紙・布類が31.7%と最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の26.4%となっている。

表2-1-2 ごみ質の性状の推移

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	
種類組成(%)	紙・布類	52.6	44.3	40.5	28.8	31.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	22.3	17.8	20.2	26.9	26.4
	木・竹・ワラ類	16.0	23.3	22.2	22.7	22.2
	厨芥類	4.5	8.5	7.5	8.0	7.6
	不燃物類	0.9	2.3	3.4	6.2	4.9
	その他	3.7	3.8	6.2	7.4	7.2
三成分(%)	水分	41.7	50.5	47.3	51.2	49.9
	灰分	6.0	5.6	8.3	9.3	8.2
	可燃分	52.3	43.9	44.4	39.5	41.9
低位発熱量(kJ/kg)	9,865	7,698	7,751	6,860	7,369	

注) 低位発熱量とは、ごみの保有する発熱量で、環境センターでは約4,000~10,000 KJ/Kgの範囲で対応できるように設計している。

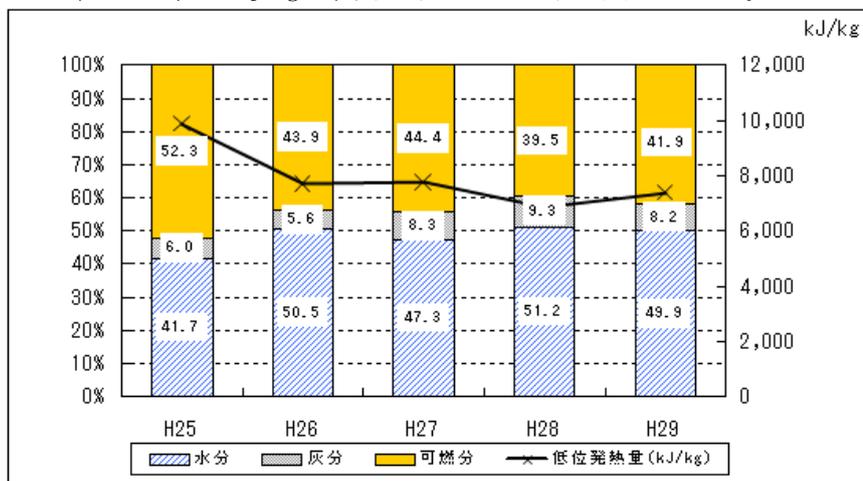


図2-1-2 三成分及び低位発熱量の推移

第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. 資源ごみ分別収集

本町では、表2-2-1に示すとおり、かん類、びん類、紙類、衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電の7区分10分別収集を行っている。また、排出者（住民・事業者）により環境センターへ直接搬入されるごみについても収集ごみ同様の分別区分により持ち込まれている。

資源ごみの収集実績については、表2-2-2に示すとおりである。

表2-2-1 資源ごみの分別区分

資源物の分別区分	ごみの種類
かん類	空き缶（一斗缶までの大きさ） びんのふた（金属製）
びん類	空きびん（割れたびんも対象）
紙類	新聞、本、ダンボール 紙パック（中にアルミ箔のついていないもの）
衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	ポリ袋、トレイ類、パック類、カップ類 発泡スチロール類、ネット類、ボトル類等
小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具 ノートパソコン等

表2-2-2 資源ごみ分別収集量の実績

単位：t/年

項目	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
家庭資源ごみ	1,122	1,116	1,161	1,132	1,105
かん類	75	73	74	69	68
びん類	301	290	292	284	276
紙・衣類	246	253	277	270	258
プラスチック製ボトル類	-	-	-	-	-
ペットボトル	107	108	117	121	122
プラスチック製容器包装	393	391	400	387	380
小型家電	-	1	1	1	1
事業系資源ごみ	67	71	71	64	50
かん類	19	17	17	15	14
びん類	21	23	23	21	18
紙・衣類	12	16	11	7	2
プラスチック製ボトル類	-	-	-	-	-
ペットボトル	15	15	20	21	16
プラスチック製容器包装	0	0	0	0	0
公共施設資源ごみ	40	35	40	34	32
かん類	2	3	3	2	2
びん類	1	1	1	1	1
紙・衣類	34	29	34	29	28
プラスチック製ボトル類	-	-	-	-	-
ペットボトル	2	1	1	1	1
プラスチック製容器包装	1	1	1	1	0
資源ごみ計	1,229	1,222	1,272	1,230	1,187
かん類	96	93	94	86	84
びん類	323	314	316	306	295
紙・衣類	292	298	322	306	288
プラスチック製ボトル類	-	-	-	-	-
ペットボトル	124	124	138	143	139
プラスチック製容器包装	394	392	401	388	380
小型家電	-	1	1	1	1

2. 生ごみの堆肥化による減量

本町では、生ごみの自家処理への関心を高めるとともにごみの減量化と再資源化を図ることを目的として「生ごみ処理機等購入費補助制度」（補助上限額 20,000 円）を実施しており、補助実績を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 生ごみ堆肥化容器の購入補助実績

年度	申請件数 (件)	交付金額 (円)	設置基数 (基)		
			コンポスト	生ごみ処理機	合計
H25	5	62,480	2	3	5
H26	3	55,000	0	3	3
H27	7	72,445	6	3	9
H28	12	185,238	4	9	13
H29	4	44,052	4	2	6
計	31	419,215	16	20	36

注) コンポストは、1 申請につき最大 2 基まで設置可能なため、申請件数と設置基数は異なる。

3. 空き缶等回収活動

本町では、美しいまちづくり条例に基づき、環境美化及びリサイクルの促進といった観点から、空き缶等回収活動補助金交付要綱を設け、町内の公共の場所に散乱する空き缶等を回収する事業に対して補助金を交付している。空き缶等回収活動補助金交付要綱の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 空き缶等回収活動に対する補助金の概要

補助の対象	空き缶等回収活動を実施する団体であらかじめ空き缶等回収活動補助金団体登録申請書及び空き缶等回収活動実施計画書を提出し、町長が認める団体とする。
補助金額	(1) 空き缶（アルミ缶、スチール缶）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。 (2) 空き瓶（色つき、色なし等）については、50 個 1 袋を 1 単位として 120 円とする。

4. 中間処理施設における資源回収

環境センターに搬入された粗大・不燃ごみ及びびかん類は、粗大ごみ処理施設での中間処理段階において、鉄類やスチール缶、アルミ類を回収している。また、資源ごみとして搬入された紙・衣類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装についても資源化を行っている。

中間処理施設（委託処理を含む）における資源化量の推移は、表2-2-5に示すとおりであり、過去5年間における本町の資源化率については、年によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいの状況である。

表2-2-5 資源化量の推移

単位：t/年

項目		H25	H26	H27	H28	H29
総排出量		12,521	12,659	12,819	12,706	12,581
資源化物	鉄類	144	143	173	170	155
	スチール缶	79	66	69	61	61
	アルミ類	19	18	20	21	26
	プラスチック製ボトル類	0	0	0	0	0
	ペットボトル					
	プラ製ボトル					
	発泡トレイ					
	ペットボトル	110	111	101	122	123
	プラスチック製容器包装	323	299	354	337	333
	びん類	212	211	207	200	174
	紙・衣類	341	329	330	312	296
	新聞	98	95	99	93	81
	本	59	41	44	42	45
	ダンボール	111	123	108	99	95
衣類	65	66	75	75	72	
紙パック	8	4	4	3	3	
合計	1,228	1,177	1,254	1,223	1,168	
資源化率 (%)	9.8	9.3	9.8	9.6	9.3	

第3節 収集・運搬の状況

1. 計画収集区域

本町の計画収集区域は、行政区域内全域を対象としている。

2. 収集対象ごみ

本町では、表2-3-1に示すとおり、ごみを10区分に分別して収集している。なお、排出段階で紙類は、新聞、本、ダンボール、紙パックの4種類に分別して収集している。

収集対象外ごみとしては、バイク、タイヤ、ドラム缶等の適正処理困難物及び家電リサイクル法指定品目であるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を指定している。また、個別のリサイクル方法のあるパソコンなど（小型家電に該当するノートパソコンは除く。）も対象外とする。

表2-3-1 収集対象ごみ

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	びん類	空きびん
	紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック
	衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）
	小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等
粗大ごみ		家具類、家電製品（家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

3. 収集・運搬の方法

本町における収集・運搬体制の現状は表2-3-2に示すとおりである。

表2-3-2 ごみの収集・運搬体制の現状

区 分		収集頻度	主 体	収集方式
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	委託	ステーション
	資源ごみ（プラスチック製容器包装）	週1回		
	資源ごみ（小型家電）	常時	収集直営・運搬委託	拠点回収
	資源ごみ（上記以外）	月2回	委託	ステーション
	粗大・不燃ごみ	電話申込		原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	個別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
公共施設ごみ	可燃ごみ	週3回	委託	個別収集
	資源ごみ	月2回		
	粗大・不燃ごみ	週1回	直営	
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

4. 収集・運搬の実績

本町における収集・運搬の実績は、表2-3-3に示すとおりである。

表2-3-3 収集・運搬の実績

t/年

年度		H25	H26	H27	H28	H29
区分						
委託収集	可燃ごみ	6,679	6,704	6,666	6,551	6,594
	資源ごみ	1,116	1,103	1,108	1,094	1,084
	粗大・不燃ごみ	47	40	40	36	37
	合計	7,842	7,847	7,814	7,681	7,715
許可業者収集	可燃ごみ	2,131	2,108	2,154	2,229	2,151
	資源ごみ	64	66	56	51	46
	粗大・不燃ごみ	88	78	77	68	74
	合計	2,283	2,252	2,287	2,348	2,271
直営収集	可燃ごみ	424	449	456	445	448
	資源ごみ	41	36	41	35	33
	粗大・不燃ごみ	48	66	60	56	90
	合計	513	551	557	536	571
直接搬入		1,884	2,010	2,162	2,142	2,025
合計		12,522	12,660	12,820	12,707	12,582

第4節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

本町の中間処理施設である環境センターの概要を表2-4-1に示す。

環境センターは、平成4年度に可燃ごみ処理能力82t/日（41t/16h×2炉）として運転を開始したが、平成11年2月からは間欠運転から連続運転に変更し、また、ダイオキシン類関連の法令等改正に対応すべく平成12年5月～平成13年7月に排ガス系統を改造し、平成13年8月からは排ガスの高度処理を行っている。

同センター内に併設している粗大ごみ処理施設では、粗大・不燃ごみやかん類の破碎・選別処理を行っている。

表2-4-1 中間処理施設の概要

名称	熊取町環境センター
所在地	熊取町大字久保2983番地の1
可燃ごみ処理	炉形式：全連続燃焼式流動床炉 処理能力：61.5t/24h 1炉
粗大ごみ処理	処理方式：併用方式 処理能力：16t/5h
資源ごみ処理	鉄分磁選機：処理能力4.5t/5h アルミ選別機：処理能力2.5t/5h
竣工	平成4年3月（平成13年7月改造工事完了）

2. 中間処理の方法

可燃ごみは、環境センターに搬入された後、焼却処理により、減量化、減容化を図っている。

かん類、粗大・不燃ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理した後、鉄、アルミ等の有価物を資源再生業者に引き渡し、破碎残渣は焼却処理を行っている。

びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、資源再生業者へ引き渡し、資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理または最終処分場で埋立処分している。

紙・衣類は、環境センター内で一旦貯留し、資源再生業者に引き渡し、資源化を図っている。なお、選別後の残渣は、環境センターで焼却処理している。

3. 中間処理量の実績

本町の中間処理量の実績は、表2-4-2及び表2-4-3に示すとおりである。

表 2-4-2 焼却処理の実績

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	
焼却対象量	可燃ごみ	10,169	10,253	10,297	10,255	10,229
	破碎残渣	992	1,065	1,100	1,073	1,024
	選別残渣	85	106	86	72	63
	焼却量計	11,246	11,424	11,483	11,400	11,316
焼却残渣	943	911	930	973	902	
割合(%)	8.4	8.0	8.1	8.5	8.0	
不燃物	493	480	519	509	492	
割合(%)	4.4	4.2	4.5	4.5	4.3	
鉄類	14	14	17	17	16	
割合(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

表 2-4-3 焼却以外の中間処理の実績

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	
粗大ごみ処理施設	かん類	96	93	94	86	84
	粗大・不燃ごみ	1,123	1,185	1,251	1,222	1,166
	計	1,219	1,278	1,345	1,308	1,250
	有価物	228	213	245	235	226
	鉄類	130	129	156	153	139
	スチール缶	79	66	69	61	61
選別施設	アルミ類	19	18	20	21	26
	破碎残渣	992	1,065	1,100	1,073	1,024
	処理量(プラ類)	518	516	541	531	521
	資源物	433	410	455	459	458
	ペットボトル	110	111	101	122	122
	プラ製ボトル	—	—	—	—	—
選別施設	発泡トレイ	—	—	—	—	—
	ブラ製容器包装	323	299	354	337	336
	選別残渣	85	106	86	72	63
	処理量(びん類)	323	314	316	305	295
	資源物	212	211	207	200	174
	びん類	212	211	207	200	174
選別残渣	121	110	109	105	120	
ストックヤード施設	292	297	321	306	288	
紙・衣類	292	297	321	306	288	

4. ダイオキシン類の調査結果

本町では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ごみ焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を定期的に測定している。

環境センターにおいて測定した排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を表2-4-4に示す。

排ガス中のダイオキシン類濃度は、法令等で定められている既設炉の基準（平成14年12月1日から：5ng-TEQ/m³N）に適合している。

表2-4-4 ダイオキシン類の測定結果（環境センター）

単位：ng-TEQ/m ³ N		
年度	測定年月日	DXN類濃度
H25	H25. 7. 10	0.12
	H25. 11. 21	0.13
H26	H26. 7. 3	0.043
	H26. 11. 20	0.042
H27	H27. 7. 2	0.2
	H27. 12. 4	1.1
H28	H28. 7. 8	1.6
	H28. 11. 24	0.82
H29	H29. 6. 30	0.82
	H29. 12. 1	0.36

第5節 最終処分の状況

本町では、中間処理後の焼却残渣及び不燃残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場にて、委託による埋立処分を行っている。

本町における最終処分量の実績を表2-5-1に示す。

表2-5-1 最終処分量の実績 単位：t/年

	H25	H26	H27	H28	H29
焼却残渣	943	911	930	973	902
不燃物	493	480	519	509	492
資源化不適物	121	110	109	105	120
計	1,557	1,501	1,558	1,587	1,514

注) 資源化不適物とは、資源再生業者からの返送される残渣。

第6節 ごみ処理経費

過去5年間における本町のごみ処理経費の推移は、表2-6-1に示すとおりである。平成26年度にごみ処理監視制御システムの更新により一旦増加したものの、平成27年度以降は、減少傾向にある。また、一般廃棄物処理事業実態調査（平成28年度実績）から算定される一人あたりのごみ処理経費の全国平均が約15,300円/人であるのに対して、本町においては、平成25年度が約13,400円/人（＝595,133千円÷44,451人）、平成29年度が約13,600円/人（＝598,722千円÷43,926人）となっている。

表2-6-1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

区 分			H25	H26	H27	H28	H29
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	162,000	56,160	45,900	0
		最終処分場	0	26	425	331	371
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	14	14	35
	組合分担金		0	0	0	0	0
	小 計		0	162,026	56,599	46,245	406
処理及び維持管理費	人件費		145,166	137,571	144,750	139,433	133,396
	処理費	収集・運搬費	14,780	16,487	16,394	11,724	10,489
		中間処理費	197,182	204,679	206,891	203,511	202,467
		最終処分費	106	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	2,980	4,321
	委託費		235,099	236,966	241,565	244,874	241,868
	組合分担金		0	0	0	0	0
	調査費研究費		0	0	0	0	0
小 計		592,333	595,703	609,600	602,522	592,541	
その他			2,800	2,268	5,669	5,628	5,775
合 計			595,133	759,997	671,868	654,395	598,722

注) 処理費における収集・運搬費は、直営収集に関連する費用であり、委託による収集・運搬費は、委託費の中を含む。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票

第7節 本計画の実施状況

本計画における廃棄物減量等施策の実施状況については、表2-7-1に示す。

なお、実施した施策の記述については、前計画を平成15年に策定したのち、当該計画期間内に取り組むべきものとして、5つの事項について当時の審議会に諮問し、平成16年から18年にかけて各々の事項に対して答申があったその答申別に整理したものであり、そのほぼ全てを実施したものである。

表2-7-1 廃棄物減量等施策実施状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
条例等	一般廃棄物処理基本計画策定		廃棄物の減量化及び適正処理条例の全部改正 廃棄物の減量化及び適正処理規則の全部改正			一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)策定			一般廃棄物再生利用指定規則施行	廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部改正 廃棄物の減量化及び適正処理規則の一部改正	第2期一般廃棄物処理基本計画策定					
実施した施策		【答申】11月/事業系ごみの減量化・再資源化の促進について		4月/多量排出事業者に対する減量化等指導(減量計画書の作成等)						4月/一般廃棄物再生利用業者の指定制度開始						
			【答申】6月/粗大ごみの排出抑制の促進について	4月/粗大ごみの電話申込み制(無料)開始	10月/粗大ごみの電話申込み制(有料)開始	9月/粗大ごみリユース品提供事業		10月/粗大・不燃ごみ指定袋制導入		4月/排出支援(運び出しサポート)制度周知 10月/インターネットによる粗大ごみ申込受付開始						
				4月/環境センターごみ処理手数料(事業系)の改定	10月/環境センターごみ処理手数料(家庭系)の有料化			10月/環境センターごみ処理手数料の改定								
				【答申】12月/可燃ごみの排出抑制の促進について	4月/一般家庭可燃ごみ袋の無料配布の廃止	3月まで/段階的に市販のごみ袋を使用したごみ収集		4月/可燃ごみの有料化(指定袋制)導入								
				【答申】12月/資源ごみの分別収集の促進について			4月/プラスチック製容器包装の分別収集開始		4月/プラスチック製容器包装の5週目の収集を開始(収集日を月4回から毎週に変更)				4月/小型不燃ごみ拠点回収開始(2カ所) 7月/使用済小型電子機器等回収開始	町職員による資源ごみ抜き取り防止パトロール開始		4月/小型不燃ごみ拠点回収3店舗追加 4月/自治会主導指定袋による粗大・不燃拠点回収実施
						7月/廃棄物減量等推進員の設置、第1期廃棄物減量等推進員委嘱式(46名)		7月/第2期廃棄物減量等推進員委嘱式(46名)		7月/第3期廃棄物減量等推進員委嘱式(48名)		7月/第4期廃棄物減量等推進員委嘱式(48名)			7月/第5期廃棄物減量等推進員委嘱式(48名)	
			8月/不法投棄監視カメラ設置(2台)	【答申】3月/不法投棄対策について	12月/不法投棄監視カメラ設置(3台)				1月/不法投棄・散乱ごみ監視パトロール開始(大阪府グリーンニューディール基金の活用)	3月/委託による不法投棄パトロール終了(大阪府グリーンニューディール基金の活用)						

○本計画期間中に実施した廃棄物減量等施策

1. 事業系ごみの減量化・再資源化の促進

(1) 多量排出事業者に対する減量化等指導

[概要] ごみを多量に排出する事業者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理条例に基づき、減量計画書の作成及び廃棄物管理責任者の選任を求める。

[対象] 前年度中のごみの排出量が1月あたり平均3,000kg又は45リットル袋500個以上の事業者

表 2-7-2 多量排出事業者数

年度	対象事業者数
H25	7
H26	12
H27	8
H28	8
H29	11

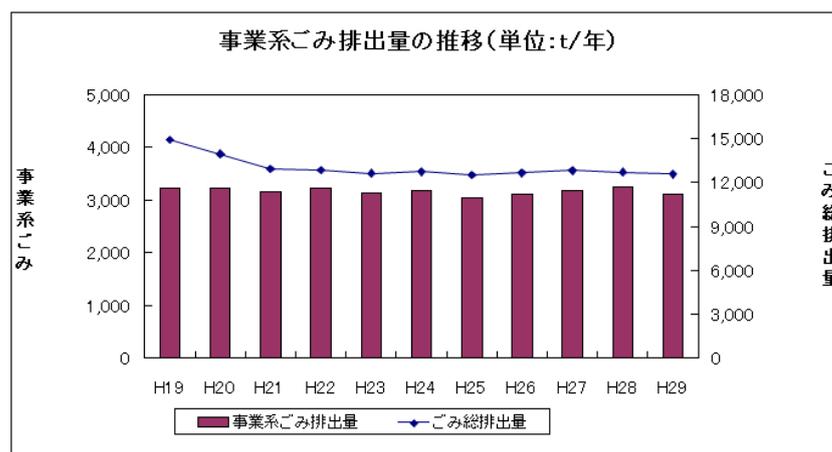


図 2-7-1 事業系ごみ排出量の推移

(2) 一般廃棄物再生利用業者の個別指定制度

[概要] 再資源化の促進が持続的に図られる特定の廃棄物について、再生利用（再生輸送・再生活用）を行う事業者に対し、指定を与える。

※ ただし、取り扱う一般廃棄物の種類は、「魚あら」及び「剪定枝」とした。

[対象] 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集・運搬（再生輸送業）および処分（再生活用業）を行う事業者

[平成 29 年度実績]

- ・ 再生輸送業指定：4 事業者（本町より排出された魚あらの収集を行う事業者）
- ・ 再生活用業指定：1 事業者（剪定枝の再生活用を行う事業者）

2. 粗大・不燃ごみの排出抑制の促進

(1) 環境センターごみ処理手数料の見直し

〔概要〕 直接搬入および許可搬入ごみの減量化を進めるため、環境センターごみ処理手数料を見直し、適正な料金を徴収。

〔経過〕 平成22年10月 環境センターごみ処理手数料の改定
(80円/10kg→300円/30kg、以降100円/10kg加算)

表2-7-3 環境センターごみ処理手数料の推移

	家庭系ごみ	事業系ごみ
平成18年3月まで	無料	20kgまでごとに40円
平成18年4月	同上	10kgまでごとに80円
平成19年10月	10kgまでごとに80円	同上
平成22年10月	30kgまで300円、以後10kgまでごとに100円ごと加算	

(2) リユース自転車の抽選譲渡

〔概要〕 放置自転車対策事業として、駅前に放置されている自転車を、移動・保管したもののうち、程度の良いものを無償で住民に譲渡。(年1回10台程度を抽選譲渡)

(3) 小型不燃ごみの拠点回収

〔概要〕 小型不燃ごみの拠点回収を実施

〔経過〕 平成26年4月 役場・駅下にぎわい館にて拠点回収の開始
平成29年4月 拠点回収先に3店舗追加

(4) 粗大・不燃ごみの有料化

〔概要〕 電話申込みにより有料で戸別収集を実施。

〔経過〕 平成22年10月 粗大ごみ指定袋制導入(粗大等ごみ袋作成)
平成24年4月 排出支援(運び出しサポート)制度周知
平成24年10月 インターネットによる粗大ごみ申込受付開始

表2-7-4 粗大・不燃ごみ処理手数料

区分	手数料
20ℓ袋1個につき	250円 [町指定粗大等ごみ袋(20ℓ)を使用]
45ℓ袋1個につき	500円 [町指定粗大等ごみ袋(45ℓ)を使用]
3辺の長さの合計が3m以内のもの1個につき	500円 [500円の処理券1枚をごみ自体に貼付]
3辺の長さの合計が3mを超えるもの1個につき	1,000円 [500円の処理券2枚をごみ自体に貼付]

表2-7-5 粗大・不燃ごみ処理券及び指定袋販売実績

年度	20リットル袋	45リットル袋	処理券
H25	481枚	1,710枚	2,214枚
H26	993枚	1,338枚	2,145枚
H27	975枚	1,533枚	2,025枚
H28	781枚	1,368枚	1,922枚
H29	952枚	1,405枚	2,187枚

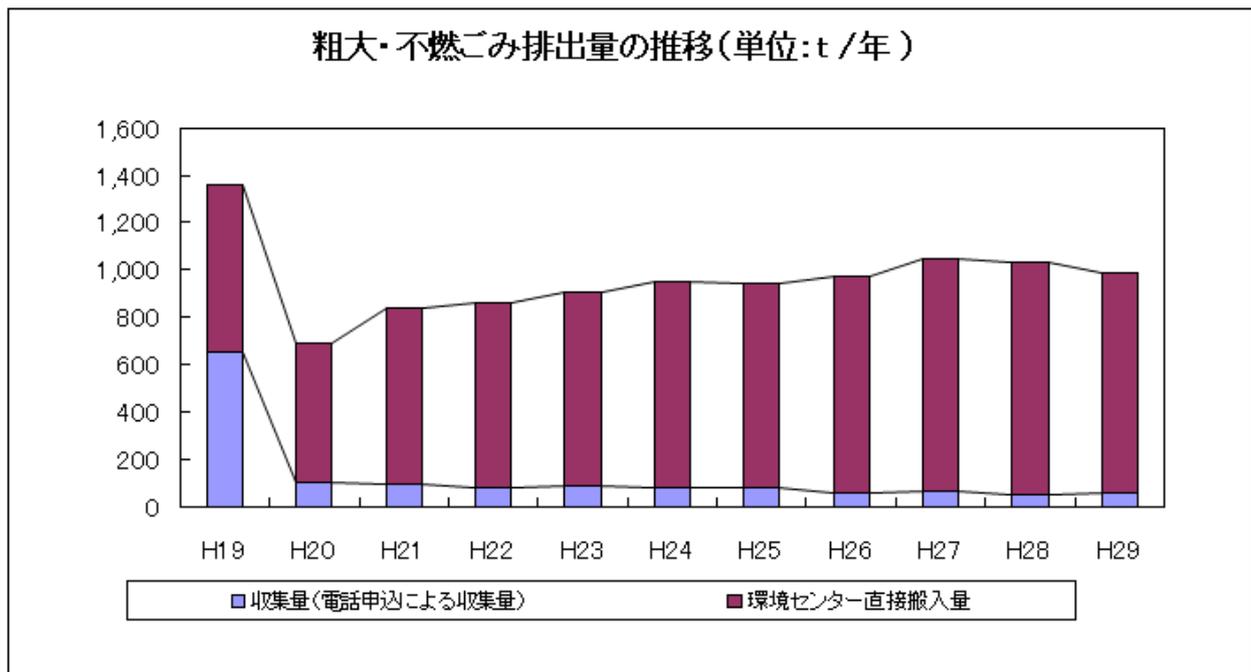


図 2-7-2 粗大・不燃ごみ排出量の推移 (家庭系粗大ごみ)

表 2-7-6 粗大・不燃ごみ排出実績

年度	電話等申込		環境センター 直接搬入
	件数 (件)	排出量 (t)	排出量 (t)
H25	1,859	47	863
H26	1,599	40	910
H27	1,575	40	987
H28	1,510	36	982
H29	1,468	37	904

(5) 粗大・不燃ごみリユース品提供事業

〔概要〕 粗大・不燃ごみとして搬入されたものの中で、再使用できるものを住民に無償提供

〔実績〕 平成 25 年度・・・44 点 平成 26 年度・・・36 点
 平成 27 年度・・・41 点 平成 28 年度・・・41 点
 平成 29 年度・・・28 点

3. 可燃ごみの排出抑制の促進

(1) 可燃ごみの有料化

[概要] 家庭から出る可燃ごみ(週2回収集)を、町指定袋に入れて排出する。

(指定袋は「ごみ処理手数料」として町内の指定袋取扱所で購入)

[経過] 平成21年4月 可燃ごみの有料化(指定袋制)導入

プラスチック製容器包装の分別収集を開始

[実施内容]

- ・20リットル袋 1セット(10枚入):100円(ごみ袋作成コスト相当分)
- ・45リットル袋 1セット(10枚入):200円(上記+従量的な要素を加味)

表2-7-7 家庭ごみ排出量実績 単位: t/年

年度	可燃ごみ	資源ごみ	粗大・不燃ごみ	合計
H25	6,908	1,122	945	8,975
H26	6,905	1,116	973	8,994
H27	6,872	1,161	1,050	9,083
H28	6,761	1,132	1,034	8,927
H29	6,833	1,105	960	8,898

表2-7-8 可燃ごみ指定袋販売実績 単位:冊

年度	45リットル袋(販売比率)	20リットル袋(販売比率)
H25	100,695 (55%)	81,596 (45%)
H26	95,867 (55%)	77,657 (45%)
H27	98,038 (55%)	78,916 (45%)
H28	95,228 (54%)	82,369 (46%)
H29	95,521 (54%)	80,850 (46%)

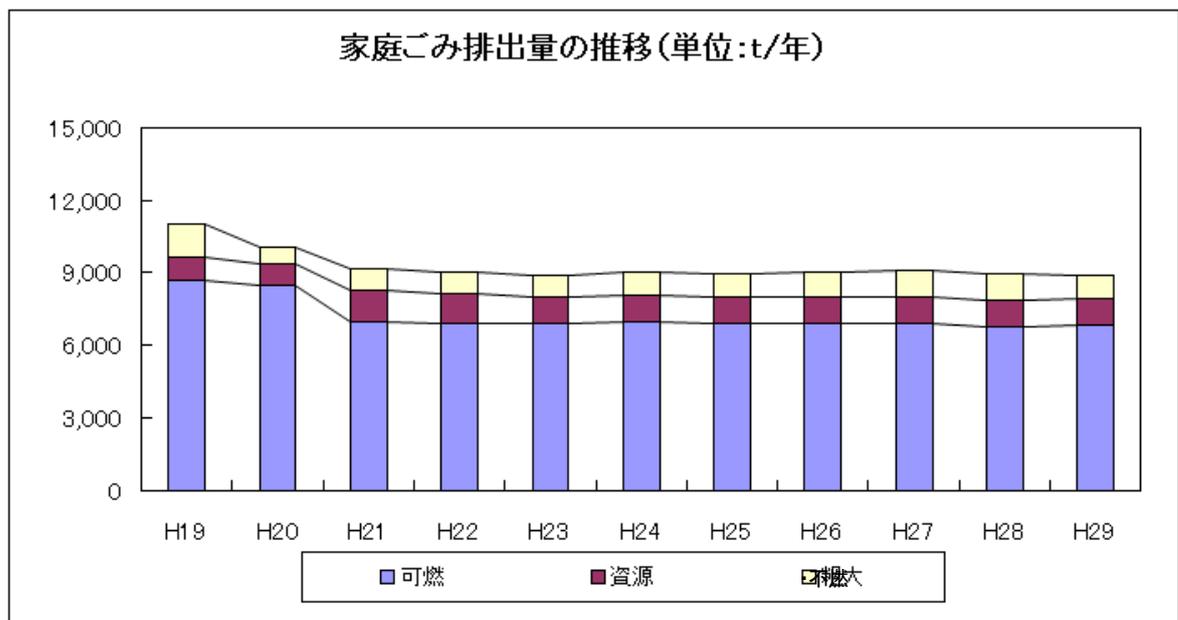


図2-7-3 家庭ごみ排出量の推移

4. 資源ごみの分別収集の促進

(1) プラスチック容器包装の資源ごみ収集

〔概要〕 可燃ごみとして収集していたプラスチック製容器包装を資源ごみとして収集

〔経過〕 平成21年4月 プラスチック製容器包装の分別収集開始

平成22年4月 5週目の収集を開始し、収集日を月4回から毎週に変更

表2-7-9 家庭資源ごみ（プラスチック製容器包装）排出量実績
単位：t/年

年度	プラスチック製容器包装	可燃ごみ
H25	393	6,908
H26	391	6,905
H27	400	6,872
H28	387	6,761
H29	380	6,833

表2-7-10 家庭資源ごみ排出量実績

単位：t/年

年度	かん類	びん類	紙・布類	プラスチック製 ボトル類	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	小型家電
H25	75	301	246	-	107	393	
H26	73	290	253	-	108	391	1
H27	74	292	277	-	117	400	1
H28	69	284	270	-	121	387	1
H29	68	276	258	-	122	380	1

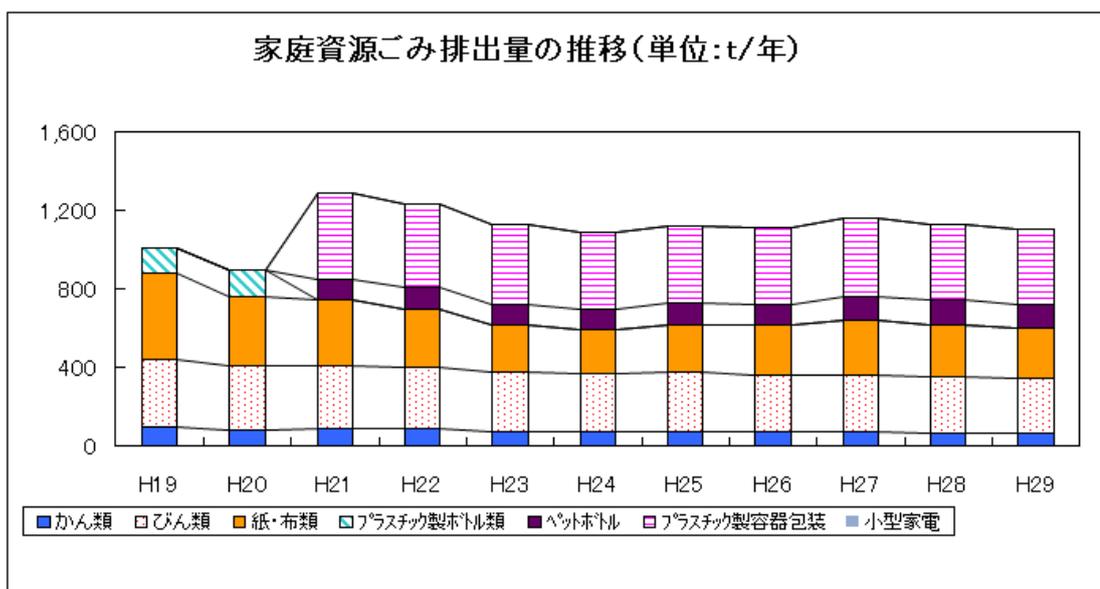


図2-7-4 家庭資源ごみ排出量の推移

※ 21年度からプラスチック製容器包装の分別スタート

(2) 未実施の施策

1) その他紙製容器包装の資源ごみ収集

分別収集拡大（区分の細分化）は、排出者の負担が増加し、リサイクルに伴う処理経費の増加をも伴う。可燃ごみの有料化後、可燃ごみ排出量は大きく減少するとともに、大きなリバウンドが見られなかったため、分別収集の拡大を見送った。

5. 不法投棄対策

[概要] 不法投棄パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止する。また、不法投棄に対して速やかに収集を行うとともに、警察署へ通報することにより新たな発生防止に努めるなど、不法投棄を抑止する環境づくりを目指す。

[経過] 平成14年 一斉パトロールの実施

平成17年・平成19年・平成30年 監視カメラ設置

[実施内容]

- ・不法投棄防止に関する広報活動（広報誌・HP掲載）
- ・監視カメラの設置及び職員によるパトロールの実施
- ・1市2町及び市・警察署による地域不法投棄一斉パトロールの実施（年2回）

6. 資源ごみ抜き取り対策

[概要] 町職員による資源ごみ抜き取り防止パトロールを実施

[経過] 平成27年度～平成29年度 年数回実施（不定期）

[実施内容]

- ・資源ごみの抜き取り情報のある地域で収集前の資源ごみに啓発チラシを貼付
- ・資源ごみ収集前にパトロールし、抜き取り行為者に直接注意する。

7. 廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）の設置

[概要] 廃棄物の減量化、資源化、適正処理、地域の清潔保持等を、町と連携しながら地域ぐるみで推進するため、自治会ごとに1～2名設置

[経過] 平成26年7月 第4期廃棄物減量等推進員委嘱式（48名）

平成28年7月 第5期廃棄物減量等推進員委嘱式（48名）

平成30年7月 第6期廃棄物減量等推進員委嘱式（48名）

[実施内容]

委嘱式、研修会、視察研修、ワーキングなどを適宜実施（1～2年に1回）

第8節 本計画目標の達成度

本計画における目標達成度を表 2-8-1 に示す。

表 2-8-1 本計画目標達成度

項目	単位	基準値	目標値	状況	達成度	
		H24	H35	H29	H29実績	
家庭ごみ	原単位	g/人・日	619.0	594.2	598.5	82.8%
事業系ごみ	発生量	t/年	3,178	2,860	3,114	20.1%
公共施設ごみ	発生量	t/年	561	454	570	-8.4%
資源化率	中間処理後の 資源化率	%	16	22	14	-33.3%
ごみ排出量合計	原単位	g/人・日	848.8	819.8	828.2	71.0%

注) 項目中、ごみ排出量合計には、家庭ごみ集団回収量を含むごみ排出量(家庭ごみ、事業系ごみ、公共施設ごみ、集団回収量)合計。

注) 項目中、原単位とは、家庭ごみ集団回収量を含んで算出した1人1日当たりの排出量。

注) 項目中、資源化率は、家庭ごみ集団回収量を含む。

平成 29 年度の家庭ごみ発生量の原単位は平成 35 年度目標の 82.8%となっている。

平成 29 年度の事業系ごみの発生量は平成 35 年度目標の 20.1%となっている。

平成 29 年度の公共施設ごみ発生量は平成 35 年度目標の-8.4%となっている。

平成 29 年度の資源化率は平成 35 年度目標の-33.3%となっている。

平成 29 年度のごみ排出量合計の原単位は平成 35 年度目標の 71.0%となっている。

第9節 課題の抽出・検討

第1節から第8節までの状況を踏まえ、本計画の目標達成に係る課題として、以下の事項が考えられる。

1. 発生・排出における課題

(1) 家庭ごみへの対応

① 広報・啓発活動の推進

ごみの排出抑制や再資源化の促進においては、排出者のごみ問題に関する意識や排出マナーを向上させることが重要である。平成29年度における家庭ごみの目標達成率が82.8%、同じく資源化率の目標達成率が-33.3%となっている。このため、次に掲げる事項のうち、とりわけリサイクルや分別等の資源化に関する事項について特に重点的に広報啓発する必要がある。

- ごみの発生抑制やリサイクル
- ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）
- 分別排出の徹底（資源ごみ抜き取り防止対策を含む。）
- 生ごみ処理機等購入費補助制度
- 地域における集団回収の推奨
- 食品ロスの抑制
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止
- 不法投棄の防止（ポイ捨て禁止を含む。）

※「野焼きの禁止」については、例外として認められている農業従事上のものを除く違法な野焼きはほとんど発生しておらず、初期の目的を達成したとの判断により削除する。

② 環境教育の推進

排出抑制等の施策を推進していくためには、住民の協力が必要不可欠であり、ごみの分別やリサイクルに対する住民一人ひとりの理解を促す必要がある。このため、ごみ処理を含め環境問題に関する学習機会を継続して創出する必要がある。

③ごみ処理有料化後の対応

平成19年10月の粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の導入に引き続き、家庭可燃ごみについても、平成21年4月から有料制（指定袋制）をスタートし、制度の中心的な目的であるごみの減量化が継続的に果たされているが、今後についても十分見極めていく必要がある。

(2)事業系ごみへの対応

本町では、ごみ処理量の約1/4を事業系ごみが占めており、近年では、3,100 t/年程度で横ばい状態である。平成29年度における目標達成率が20.1%であることを踏まえ、今後も減量化・再資源化への取り組みが必要となっている。

(3)公共施設ごみの抑制

公共施設ごみについては、ごみ処理量に占める割合は約4.5%程度と大きくはないが、平成29年度における目標達成率が-8.4%と基準年度の発生量を上回っている。これは、経費節減のため公共施設の雑木の伐採作業を業者委託から直営に切り替えたことによる粗大ごみの増加の影響と考えられるが、今後についても直営による伐採作業は継続する見込みであるため、可燃・資源ごみについて更なる減量化・再資源化への取り組みが必要となっている。

2. 収集・運搬における課題

(1)分別収集の適正化及び拡大検討

本計画における資源化率の平成29年度実績における目標達成度は、集団回収量の大幅な減少などにより-33.3%となっており、更なる資源化率向上に向けた具体的な検討を行う必要がある。

一方、平成26年4月からは、町が指定する者以外の者による資源ごみの収集運搬が禁止されたことから、資源ごみの抜き取り防止対策としてパトロールを実施している。

今後は、排出者（住民）による資源ごみ分別が適正に継続できるよう、

廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）と連携しながら、制度の普及PRに努める必要がある。また、リサイクルについては、中国の資源ごみ輸入禁止や欧州・米国のプラスチック製品の製造禁止などの世界的な流れの中で、国内の再資源業の動向を注視しながら、適宜、適切な処理を検討する必要がある。

また、「その他紙製容器包装」の資源ごみ収集については、適切な時期に効果的な導入ができるよう引き続き検討する必要がある。

(2) 合理的、効率的な収集・運搬体制の整備

ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を図る必要がある。

3. 中間処理における課題

(1) 環境センターの維持補修

環境センターでは、ごみ焼却に伴うダイオキシン類を削減するため、廃棄物処理法等により「①完全燃焼の確保、②排ガス処理の適正化、③排ガス濃度等の管理、④ばいじん・焼却灰の適正な処理」が課せられている。また、広域化を見据え、計画的かつ適正な補修等により経費を抑制しながら施設の能力維持に努め、今後も適正な中間処理を継続していく必要がある。

(2) ストックヤードの効率的運用検討

資源ごみを再資源化するためには、環境センターのストックヤードで、資源化物を品目毎に一時貯留する必要がある。今後も、品目ごとの貯留状況の変化に対応した施設管理が必要である。

(3) 粗大ごみのリユース方法の検討

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行い、鉄・アルミ等の再資源化を図っているが、ごみの減量化・再資源化の観点からも、粗大ごみを再生・再利用することは有効であると考えられ、平成20年度から再使

用できる粗大ごみを譲渡する「リユース品提供事業」を開始した。

(4) 処理困難物等への対応方法の検討

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等は、環境センターでの適正な中間処理が困難であるため、実際の処理については、製造業者や販売店に協力を求める等、処理ルート of 整備・確保についての情報を常に更新し、周知に努める必要がある。

4. 最終処分における課題

焼却残渣及び不燃残渣は埋立処分する必要があるが、現在、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託して処分しているが、当然、埋立容量に限りがあることから、ごみの排出抑制・再資源化の促進等、最終処分量の低減に努める必要がある。また、近年、埋立物については含有成分の搬入基準を遵守するよう厳しく求められていることから、この基準を満たすよう努める必要がある。

5. その他の課題

(1) ごみ処理経費の低減策の検討

ごみ処理事業は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に行われるが、多額の費用を要することから、収集・運搬から中間処理、最終処分に至る各段階において、ごみ処理経費の低減を念頭においた効率的なシステムについて日々研究する必要がある。

(2) ボランティアの育成及び地域との連携

ごみの排出抑制や再資源化を促進するためには、排出者の意識や排出マナーの向上を図ることが重要である。

本町では、既に、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）を平成20年度から立ち上げ、地域におけるごみ減量化や分別排出の促進を、推進員と町とが連携しながら進めているところであり、今後においても当該取り組みを継続し、ごみ減量化をはじめとした諸課題に対応していく必要がある。